



## FP Topics = 青色申告特別控除及び基礎控除の改正 = 2021年1月号

新年最初のFp Topicsですが、またまた月末配信と  
なってしまいました。申し訳ございません。  
今月も出張が多く、泊りの仕事も多かったことから  
手が回らない？という言い訳をさせていただきます  
す・・・(笑)

今月は確定申告シーズンも近づいて来たことから、  
先月に引き続き確定申告にかかるお話です。  
コロナ禍の影響もあり、給与所得も不安定になって  
いる昨今、副業を認める企業も増加傾向にあり、副  
業を考えている、もう始められている方も多くい  
らっしゃるようにお聞きします。給与所得の他、事  
業所得等の金額が20万円以上がある場合には確定申  
告が必要になります。

令和2年から基礎控除額が38万円⇒48万円にアップ  
していますが、それに伴い青色申告特別控除額が  
65万円⇒55万円に減額されています。この10万円  
の減額部分を65万円に戻す方法をご紹介しますと思  
います。

### = 青色申告特別控除とは =

青色申告にかかる一定の届け出をした事業者（事業  
所得・不動産所得・山林所得）が、次の一定の要件  
を満たした場合に、55万円又は10万円の青色申告特  
別控除を受けることができる制度です。

#### 【55万円控除を受けるための要件】

- ①確定申告期限内に確定申告書を提出すること。
  - ②事業所得または不動産所得（一定規模）のある人。
  - ③複式簿記（正規の簿記の原則）で記帳している。
  - ④確定申告書に貸借対照表及び損益計算書を添付。
- ※上記4つの条件を満たさない場合は、10万円控除  
となります。

出典：国税庁

#### ◆改正1 個人の方の所得税について

- ・青色申告特別控除額が変わります！（現行 65万円⇒改正後 55万円）
- ・基礎控除額が変わります！（現行 38万円⇒改正後 48万円）

#### ◆改正2 「(改正後)55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

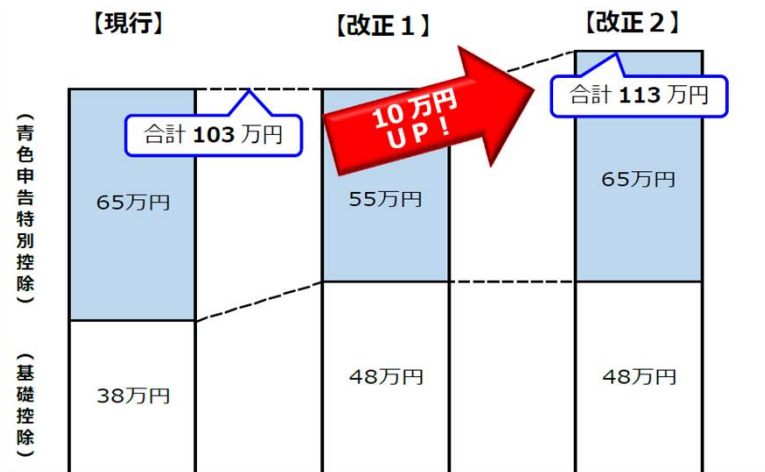
- ・e-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行うと、  
引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます！

### = 青色申告特別控除額を10万円取り戻す方法 =

基礎控除額は38万円⇒48万円に一律10万円アップ  
しましたが、青色申告特別控除が65万円⇒55万円に  
10万円ダウンしました。

この10万円部分を取り戻す方法があります。

出典：国税庁



○ 10万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様となります。

10万円アップを可能にする【改正2】は次の要件を  
満たす必要があります。

- ①e-Taxによる申告（電子申告）
- ②電子帳簿保存を行う

上記、いずれかの方法によることで、減額された10  
万円部分を取り戻すことができます。基礎控除額と  
合わせると103万円⇒113万円控除が可能です。

②の電子帳簿保存による方法は、実務的にあまり現  
実的ではありませんので、今回は①e-Taxによる申告  
（電子申告）の方法を解説します。

出典：国税庁

時期	令和元年年分 確定申告まで	令和2年年分 確定申告から
65 万円 の 青 色 申 告 の 要 件	(1)正規の簿記の原則で記帳 (複式簿記) (2)申告書に貸借対照表と 損益計算書などを添付 (3)期限内申告	改正前と同じ + ① e-Taxによる申告 (電子申告) 又は ② 電子帳簿保存

## = e-Tax (電子申告) による申告 =

e-Tax (電子申告) による申告には、次の2つの方法があります。

### I マイナンバーカード方式

原則、e-Taxへログインするためには、利用者識別番号(数字16桁)及び暗証番号を入力する必要がありますが、マイナンバーカード方式を利用すれば、マイナンバーカードを読み取り、利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を入力することでe-Taxへログインができます。

出典：国税庁

#### 必要なもの

PCの場合



マイナンバー  
カード



ICカードリーダ  
ライタ

スマホの場合



マイナンバー  
カード



マイナンバーカードの  
読み取りに対応した  
スマートフォン  
(Android端末・iPhone)

### II ID・パスワード方式

事前に厳格な本人確認を行っていることから、ID・パスワード方式を利用すれば、「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告データを送信する際に、電子証明書による電子署名が不要となります。

【**手続方法①**】 税務署に行って、ID・パスワード方式の届出を作成・送信する方法。

#### 必要なもの

税務署で提示



運転免許証などの  
本人確認書類

【**手続方法②**】 WEBからID・パスワード方式の届出を作成送信すると利用者識別番号を取得できます。

#### 必要なもの

PCの場合



マイナンバー  
カード



ICカードリーダ  
ライタ

## = 電子申告のメリット =

### I 自宅や事務所から申告可能

### II 添付書類(一定)の提出を省略可能

- ・医療費の領収書
- ・社会保険料控除の証明書
- ・小規模企業共済等掛金控除の証明書
- ・生命保険料控除の証明書
- ・地震保険料控除の証明書
- ・寄附金控除の証明書など

※住宅借入金等特別控除にかかる証明書等、一定の書類は提出の省略が認められていません。

### III 還付金を早く受けることができる

書面での還付申告では、1か月から1か月半ほどですが、電子申告では、2週間～3週間ほどで還付を受けることができるようです。

## ～今月の山便り～

今月も引き続き、伊勢神宮参拝の続きとなります。お伊勢さんにお参りさせていただく前に、先に猿田彦神社にお参りさせていただきます。

猿田彦神社は、みちひらきの大神として、古事記、日本書紀などにも『国初のみぎり天孫をこの国土に御啓行(みちひらき)になられた』と伝えられています。

その猿田彦神社の境内に咲いていた“山茶花”です。私自身お花に詳しくなく、椿と山茶花の区別はほぼつきませんが、このお花は山茶花だということを教えてもらいました。年中歩かせていただいている六甲山では、冬場に椿の花をよく見かけます。たしかに六甲山でよく見かける椿の花はもっと濃い赤です。写真は最近手に入れました、FUJIFILMのミラーレス一眼機のもので、神レンズといわれる35mm標準レンズで良い写真をバシバシ撮りたいです!!

